

預金商品概要説明書

株式会社 北九州銀行
平成26年10月1日現在

1	商品名	きたきゅうゴールド定期預金 安心伝心 (大口定期)						
2	ご利用いただける方	個人の方						
3	お預入れ期間	定型方式 3年						
4	お預入れ形式	通帳式自動継続自由金利型定期預金 (元金成長型・利息受取型) 証書式自動継続自由金利型定期預金 (元金成長型・利息受取型) 総合口座自由金利型定期預金 (元金成長型・利息受取型) ※全て自動継続扱となります。						
5 預入方法	(1) お預入れ方法	一括預入						
	(2) お預入れ金額	金額1,000万円以上						
	(3) お預入れ単位	1円単位						
6	払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。						
7 利息	(1) 適用金利	・預入時の店頭表示の金利 (自由金利型定期預金) を満期日まで適用します。 ・固定金利とします。						
	(2) 利払頻度	中間利払日以降および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に利息を支払う場合は、次の利率 (小数点第4位以下は切捨てます) で計算した中間払利息を支払います。 <table border="1" data-bbox="528 1171 1220 1281"> <tr> <td colspan="2">中間払利息の支払</td> </tr> <tr> <td>1年目に</td> <td>約定利率の70%</td> </tr> <tr> <td>2年目に</td> <td>約定利率の70%</td> </tr> </table> ※各中間払利息の残額 (30%相当分) については、満期日以降に一括して支払います。	中間払利息の支払		1年目に	約定利率の70%	2年目に	約定利率の70%
	中間払利息の支払							
	1年目に	約定利率の70%						
	2年目に	約定利率の70%						
(3) 計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日として日割で計算します。							
(4) 金利情報の入手方法	金利は店頭の「きたきゅう金利情報」に表示しています。							
(5) その他	課税扱の場合、受取利息から税金20.315% (復興特別所得税を加えた国税15.315%、地方税5%) が差し引かれます。							
8	手数料	ありません。						
9	付加できる特約事項	・総合口座にセットすれば総合口座の担保とすることができます。 貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率となります。						

10 景 品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行窓口において当該定期預金をお預入れいただいた方に、周南マリコム株式会社の緊急通報・生活サポートシステム「さすがの早助（サスケ）」の機器を進呈します。 ・ 「さすがの早助（サスケ）」のサービス提供エリアは、福岡県、山口県、広島県となります。 ・ 「さすがの早助（サスケ）」のご利用には、周南マリコム株式会社所定の利用申込の手続きが必要となります。 【ご注意】 ・ 「さすがの早助（サスケ）」の詳しいサービス内容は、周南マリコム株式会社のサスケセンター（TEL：0120-270-382）にお問い合わせください。 ・ 「さすがの早助（サスケ）」のご利用にかかるサービス利用料（月額）はお客様のご負担となります。 								
11 中途解約時の取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期限前解約利息の計算時には、当行所定の期限前解約利率（小数点第4位以下は切捨てます）を次のとおり適用します。A、Bの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます）のうち、いずれか低い利率。 ただし、A、Bの算式により計算した利率は、解約日における普通預金利率を下限とします。 <p style="text-align: center;"> $A. \text{ 約定利率} = \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ </p> <p>【基準利率とは】 解約日にこの預金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。</p> <p>B. 預入日から満期日までの期間に応じた次の利率</p> <table border="1" data-bbox="528 1039 1347 1182"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>2年以上3年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間払利息が支払われている場合には、その支払額総額と期限前解約利息との差額を清算します。 	中途解約日までの期間	中途解約利率	6か月未満	解約日における普通預金の利率	6か月以上2年未満	約定利率×20%	2年以上3年未満	約定利率×40%
中途解約日までの期間	中途解約利率								
6か月未満	解約日における普通預金の利率								
6か月以上2年未満	約定利率×20%								
2年以上3年未満	約定利率×40%								
12 その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ○満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通預金の利率を適用します。 ○この預金は預金保険の対象であり、当行へお預入れの預金（決済用預金は除く）について、1預金者あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。 								
13 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>								